契約件名 横浜市内施設の受動喫煙防止対策に関する実態調査等業務委託

上記件名にかかる仕様(設計)書の質問について、次のとおり回答します。

項目(ページ数等)	質問内容	回答
4 業務内容	調査票案、もしくは前回の調査票を拝	前回の調査票は別紙のとおりで
(3)調査票	見させて頂くことは可能でしょうか。	す。
() , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	7 0
	四大平)。用)。(八世月末初末、)	
	調査票に関して「A4版5頁程度」と 指示がありますが、これは調査協力依	調査協力依頼文を含めたページ
	相小かめりまりか、これは調査協力化 頼文含めたページ数でしょうか。それ	数です。全部で5頁程度です。
	とも調査協力依頼文1ページとは別に	
	調査票5ページを予定しているという	
	ことでしょうか。	
(4)調査方法	横浜市電子申請システムによるオンラ	ご認識のとおりです。
	イン調査については、そのシステムの	
	作成等は、受託者側では行わず、市役	
	所様保有の既存のシステムで実施した	
	結果を、CSV 等で弊社側が受け取り、	
	弊社が実施した郵送結果と一緒にして	
	集計やご報告を実施するという認識でよろしいでしょうか。	
5 委託内容	印刷物は全てモノクロ印刷でしょう	モノクロ印刷です。
(1)印刷	か。	
(1) 1 / / / /		
	調査協力依頼文と調査票はそれぞれ独	同一の印刷物です。別綴じでは
	立した(別綴じ)印刷物であると考え	ありません。
	てよろしいでしょうか。	
(2)	対象施設の抽出を受託者が、委託者が	ご認識のとおりです。
ア対象施設の抽出	提供するリスト等を利用し、18区の	
	施設数等を考慮して行う。とあります	
	が、落札業者の決めで、約 15,000 件	
	を選択するという認識でよろしかった	
> W// I III + 1 545	でしょうか。	
イ 送付用封筒	「封筒の表面には、委託者が別途指示	ご認識のとおりです。
	する様式を表示する。」とあります が、表示ではなく、印刷するという認	
	が、衣小ではなく、印刷りるという説 識で良いでしょうか。	
	INVIXVICUA JUIO	
(3)	調査票等の郵送は信書便の認識でよろ	ご認識の通りです。
ア 調査票の送付	しいでしょうか。	
	郵送について、郵便局以外の「ヤマト	調査票は信書に該当しますの
	運輸のDM便」でも可能でしょうか。	で、郵便を利用してください。
イ データ入力	電子申請システムによる回答票がどの	Excel 形式です。
	ような形式 (PDF・Excel ローデー	, .
	A TANDER (IDI EVCEL II)	

ウ クロス集計	タ・紙媒体へ出力済み等)での回収となるかご教示ください。 クロス集計はどの程度の数量を想定されていますでしょうか。 また、軸となる項目(施設種類、横浜18区)等はどのような項目でしょう	30 点程度を想定しています。軸 となる項目は、施設種別や喫煙 状況等です。
オ 報告書等の作成	か。 報告書の頁数、用紙、製本方法についてご教示ください。 前回の成果品仕様でも構いません。	表紙、目次、調査票を含み、40 頁程度、A4版両面刷り、無線綴 じを想定していますが、最終的 な報告書は受託者と協議の上作 成します。
	「委託者が別途指示する図表を 20 点程度掲載」とは、具体的にはどのような図表でしょうか。 報告書の想定されている頁数は何頁く	集計結果を示す表やグラフです。 す。 40 頁程度を想定していますが、
	らいでしょうか。	最終的な報告書は受託者と協議 の上、作成します。

横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査

望まない受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)が生じないよう、受動喫煙の防止対策を強化した健康増進法の改正が、2018年以降段階的に施行され、2020年4月1日には全面施行となります。この健康増進法の改正に伴い、市内の施設において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するための調査を行います。

本調査の目的は、「受動喫煙」の防止の取組について現状を把握することですので、 お聞かせいただいたご回答に対して個別に指導や注意を行うことは一切ありません。 貴施設の状況や方針をそのままお答えくださるようお願いいたします。

調査票記入にあたって

- 1. 本調査は、改正健康増進法により定義された「**第一種施設**^{*1}(2019 年夏頃から、<u>敷地内</u> <u>禁煙</u>^{*2}となります。)」に当てはまる全ての施設(平成 30 年4月1日時点)に送付させてい ただいております。
 - ※1…多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設、その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎(行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。)のこと。
 - ※2…屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
- 2. お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、本調査以外の目的には使用しません。
- 3. 調査結果につきましては、横浜市ホームページ上で公表させていただきます。 (前回調査結果)

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kinen/torikumi/to-02.html

- 4. 原則として、記入者個人のお考えではなく貴施設の方針や状況をお答えください。
- 5. 回答により、質問が分かれることや、該当する方だけにお聞きするものもあります。
- 6. ご記入いただいた調査票は、<u>同封の返信用封筒で 11月9日(金)</u>までにご投函ください (切手は不要です)。住所をご記入いただく必要はありません。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 栗原・菊池・篠井・金子

電話: 045-671-2454 FAX: 045-663-4469 e-mail: kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

貴施設についてお伺いします。(統計上必要になりますので、必ずご記入願います)

問1 貴施設の所在地をお選びください。(Oはひとつ)

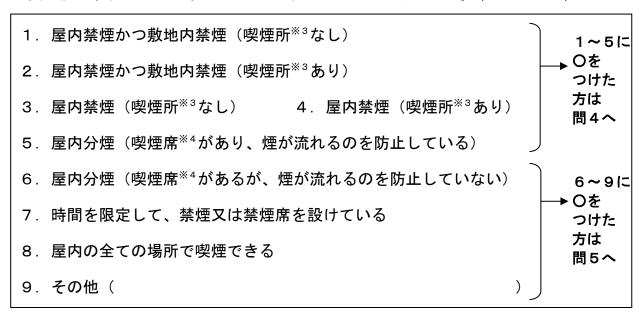
1. 鶴見区	2. 神奈川区	3. 西区	4. 中区	5. 南区
6. 港南区	7. 保土ケ谷区	8. 旭区	9.磯子区	10. 金沢区
11. 港北区	12. 緑区	13. 青葉区	14. 都筑区	15. 戸塚区
16. 栄区	17. 泉区	18. 瀬谷区		

問2 貴施設の種別をお選びください。【カッコ内】には、施設名をご記載ください。 (〇はひとつ)

1.	幼稚園【]
2.	小学校【]
3.	中学校【]
4.	義務教育学校【]
5.	高等学校【]
6.	中等教育学校【]
7.	特別支援学校【]
8.	大学・短期大学【]
9.	高等専門学校【]
10.	高等専修学校・専門学校【]
11.	各種学校(予備校、外国人学校等)	
]
12.	病院(病床数 20 床以上の入院施設 [病棟] を持つ)	
]
13.	助産施設【]
14.	乳児院【]
15.	母子生活支援施設【]
16.	保育所・幼保連携型認定こども園【]
17.	地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等)	
	1]
18.	横浜保育室・認可外保育施設等【]
19.	児童厚生施設(児童遊園、児童館等)【]
20.	児童養護施設【]
21.	障害児入所施設【]
22.	児童発達支援センター【]
23.	児童心理治療施設【]
24.	児童自立支援施設【]
25.	児童家庭支援センター【]
26.	その他【]

貴施設の現在の受動喫煙防止対策状況についてお伺いします。

間3 貴施設の状況について、あてはまるものに○をしてください。(**○はひとつ)**



- ※3…喫煙所とは、たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切り等で区切った、たばこを吸う ためのだけの場所。
- ※4…喫煙席とは、たばこが流れ出るのを防止する仕切り等で区切った、食事等施設のサー ビスを受けられる場所。

く問3で1~5に○をつけた方にお伺いします>

間4a 貴施設において、受動喫煙防止対策を実施している理由は何ですか。 (○はいくつでも)

- 1. 法令等で規制されているから 2. 時代の流れだから

3. 会社の方針だから

- 4. 利用者からの要望が多いから
- 5. 利用者により良いサービスを提供するため
- 6. 利用者の健康を考えて
- 7. 従業員の健康を考えて
- 8 従業員からの要望が多いから 9 テナント入居している施設の方針
- 10. 特に理由はない

11. その他()

問4b 受動喫煙防止対策を実施したことで、利用者の数に変化はありましたか。 (()はひとつ)

1. 増加した

2. 減少した

3. 変わらない

4. わからない

問5 貴施設のバックヤード(従業員・職員のみ入ることが出来るスペース)の状況はどうなっていますか。(〇はひとつ)

1.	禁煙(喫煙所 ^{※3} なし)	
2.	禁煙 (喫煙所 ^{※3} あり)	
3.	分煙(喫煙席*⁴があり、煙が流れるのを防止している)	
4.	分煙(喫煙席 ^{※4} があるが、煙が流れるのを防止していない)	
5.	時間を限定して、禁煙又は禁煙席を設けている	
6.	バックヤード全てで喫煙できる	
7.	その他()

貴施設の今後の受動喫煙防止対策についてお伺いします。

問6 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、困難なことは何ですか。 (○はいくつでも)

 1. 施設のスペースが不足している
 2. 改善・改修に費用がかかる

 3. 施設外での喫煙の増加
 4. 利用者の減少が心配

 5. 利用者とのトラブルの増加

 6. 喫煙者の利用が多いので、できない

 7. テナント入居しているので、貸主との調整が困難

 8. 法律や条例で規制されていないから

 9. 特に困難なことはない

 10. その他(

- 問7 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、市に期待することは何ですか。 (〇はいくつでも)
 - 1. 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
 - 2. 喫煙者へのマナー向上の普及啓発
 - 3. たばこをやめたい人へのサポート
 - 4. 未成年への喫煙防止教育
 - 5. 受動喫煙防止対策を行う施設や団体との連携・共同
 - 6. 対策を行う施設管理者への経済的支援
 - 7. 対策を行う施設管理者への技術的支援
 - 8. 規制の強化
 - 9. 現在の取組の着実な運用
 - 10. 規制によらない自主的な取組の促進
 - 11 その他(

最後に、健康増進法についてお伺いします。

- 問8 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されることについて知っていましたか。(〇はひとつ)
 - 1. 知っている
 - 2. 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
 - 3. 知らない(この調査ではじめて知った)

質問は以上で終了です。 ご協力ありがとうございました。 11月9日(金)までにご投函ください。

横浜市内施設 受動喫煙防止対策に関する実態調査

望まない受動喫煙(他人のたばこの煙を吸わされること)が生じないよう、受動喫煙の防止対策を強化した健康増進法の改正が、2018年以降段階的に施行され、2020年4月1日には全面施行となります。この健康増進法の改正に伴い、<u>市内の施設や店舗において、受動喫煙を防止する対策についてどのような取組が行われているか、現状を把握するための調査を行います。</u>

本調査の目的は、「受動喫煙」の防止の取組について現状を把握することですので、 お聞かせいただいたご回答に対して個別に指導や注意を行うことは一切ありません。 貴施設・店舗の状況や方針をそのままお答えくださるようお願いいたします。

調査票記入にあたって

- 1. 本調査は、改正健康増進法により定義された「**第二種施設**^{*1}(2020 年4月1日から、**原則屋 内禁煙**^{*2}となります。)」に当てはまる横浜市内の施設・店舗(平成 30 年4月1日時点)から無 作為に抽出し、送付させていただいております。
 - ※1…多数の者が利用する施設のうち、第一種施設(多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎のこと。)及び喫煙目的施設以外の施設のこと。
 - ※2… 喫煙専用室内でのみ喫煙可。加熱式たばこは、専用喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可。飲食店については、別に法律で定める日までの間の措置あり。
- 2. お答えいただいた内容はすべて統計的に処理し、本調査以外の目的には使用しません。
- 3. 調査結果につきましては、横浜市ホームページ上で公表させていただきます。 (前回調査結果)

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kinen/torikumi/to-02.html

- 4. 原則として、記入者個人のお考えではなく貴施設・店舗の方針や状況をお答えください。
- 5. 回答により、質問が分かれることや、該当する方だけにお聞きするものもあります。
- 6. ご記入いただいた調査票は、<u>同封の返信用封筒で、11月9日(金)</u>までにご投函ください (切手は不要です)。住所・氏名をご記入いただく必要はありません。

【問合せ先】

横浜市健康福祉局健康安全部保健事業課 栗原・菊池・篠井・金子

電話: 045-671-2454 FAX: 045-663-4469 e-mail: kf-kenkouyokohama@city.yokohama.jp

貴施設・店舗についてお伺いします。(統計上必要になりますので、必ずご記入願います)

問1 貴施設・店舗の所在地をお選びください。(Oはひとつ)

1. 鶴見区 2. 神奈川区 3. 西区 4. 中区

5. 南区

6. 港南区 7. 保土ケ谷区 8. 旭区 9. 磯子区

10. 金沢区

11. 港北区 12. 緑区

13. 青葉区 14. 都筑区

15. 戸塚区

16. 栄区 17. 泉区 18. 瀬谷区

間2 貴施設・店舗の種別をお選びください。(〇はひとつ)

1. レストラン・食堂

2. 喫茶店・カフェ

3. ファストフード

4. 酒場・バー・居酒屋

5. 百貨店・デパート・スーパー

6. コンビニ

7. 映画館・劇場

8. 博物館・美術館

9. 展示場・観覧場(スポーツ等を見るための施設)

10. 体育館、水泳場等の屋内運動施設

11. 動物園・植物園・遊園地

12. 福祉施設 (障害者・高齢者等)

13. 障害児通所支援事業所(児童発達支援・放課後等デイサービス)

14. 学習塾・放課後児童クラブ等

15. 郵便・電気通信・ガス事業等、銀行等の金融機関

16. ホテル・旅館

17. 公衆浴場 (銭湯、サウナ等)

18. 理美容院・クリーニング店等

19. 遊戯施設、場外馬券場及び類似施設

(ゲームセンター・カラオケボックス・マージャン・パチンコ店及び類似施設)

20. 旅客・運輸の待合所・ターミナル施設(自動車・バス・鉄道等)

21. 旅客船

22. 事務所(事務を処理するために使用している施設)

23. その他(

5~23に Οを つけた 方は 問5へ

1~4に

▶ ○を つけた

方は

問3へ

<問2で1~4に○をつけた方にお伺いします>

問3 貴施設・店舗の企業規模をお選びください。(〇はひとつ)

1.	個人経営	2.	中小企業(資本金又は出資の総額 5,0	000 万円以	1~2にOを 下) → つけた方は
	大企業				問4へ 3~4に〇を つけた方は問5へ

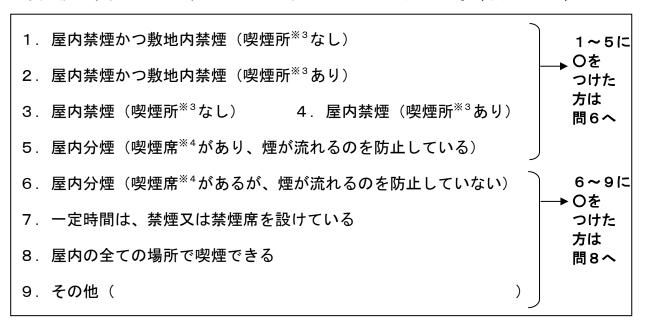
<問3で1~2に○をつけた方にお伺いします>

問4 貴施設・店舗の客席面積(※店舗面積から<u>調理スペースを除いた、</u>お客様利用スペース) における延べ床面積をお選びください。(〇はひとつ)

1.50 ㎡以下 2.51 ㎡~100 ㎡ 3.101 ㎡以上

貴施設・店舗の現在の受動喫煙防止対策状況についてお伺いします。

問5 貴施設の状況について、あてはまるものに〇をしてください。(Oはひとつ)



- ※3…喫煙所とは、たばこの煙が流れ出るのを防止する仕切り等で区切った、たばこを吸う ためのだけの場所。
- ※4…喫煙席とは、たばこが流れ出るのを防止する仕切り等で区切った、食事等施設のサービスを受けられる場所。

<問5で1~5に○をつけた方にお伺いします>

問6 貴施設・店舗において、受動喫煙防止対策を実施している理由は何ですか。 (○はいくつでも)

1. 法令等で規制されているから	2. 時代の流れだから
3. 会社の方針だから	4. 利用客からの要望が多いから
5. 利用客により良いサービスを	提供するため
6. 利用客の健康を考えて	7. 従業員の健康を考えて
8 従業員からの要望が多いから	9 テナント入居している施設の方針
10. 特に理由はない	
11. その他()

問7 受動喫煙防止対策を実施したことで、利用客の数に変化はありましたか。 (〇はひとつ)

1. 増加した

2. 減少した

3. 変わらない

4. わからない

問8 貴施設・店舗のバックヤード(従業員・職員のみ入ることが出来るスペース)の状況 はどうなっていますか。(Oはひとつ)

- 1. 禁煙(喫煙所*3なし) 2. 禁煙(喫煙所*3あり)
- 3. 分煙(喫煙席*⁴があり、煙が流れるのを防止している)
- 4. 分煙(喫煙席*4があるが、煙が流れるのを防止していない)
- 5. 一定時間は、禁煙又は禁煙席を設けている
- 6. バックヤード全てで喫煙できる
- 7. その他()

貴施設・店舗の今後の受動喫煙防止対策についてお伺いします。

- 問9 今後、健康増進法が改正されるにあたって、貴施設・店舗において、どのような受動 喫煙防止対策に取り組みたいですか。
 - 6. は、問4で1か2に \bigcirc を付けた方のみ選択可能です。(\bigcirc はひとつ)
 - 1. 屋内禁煙かつ敷地内禁煙(喫煙所*3なし)
 - 2. 屋内禁煙かつ敷地内禁煙 (敷地内屋外に喫煙所^{*3}あり)
 - 3. 屋内禁煙(喫煙所^{※3}なし)
 - 4. 屋内禁煙(加熱式たばこ専用の喫煙室※5を設置)
 - 5. 屋内禁煙(喫煙専用室*6を設置)
 - 6. 届出をし、屋内で喫煙可能とする(**問4で1か2に〇を付けた方**のみ選択可能^{*7})
 - 7. その他(
- ※5…室外の場所への指定たばこ(加熱式たばこ等)の煙の流出を防止しており、指定たば このみ喫煙をすることが出来る旨、二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記 載した標識の掲示が必要。加熱式たばこ専用の喫煙室での飲食は可能。
- ※6…室外の場所へのたばこの煙の流出を防止しており、喫煙をすることが出来る旨、二十 歳未満の者の立入りが禁止されている旨を記載した標識の掲示が必要。喫煙専用室で の飲食は不可。
- ※7…間4で1か2に〇を付けた方は、既存特定飲食提供施設となります。**行政に届出をし、** 標識の掲示をすることにより、法律で定める日までの間まで、施設内での喫煙が可能 となります。届出をしない場合は、屋内禁煙にするもしくは喫煙室の設置等が必要と なります。届出方法は別途、改めてご案内します。
- 問 10 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、困難なことは何ですか。 (○はいくつでも)
 - 1. 施設・店舗のスペースが不足している
- 2. 改善・改修に費用がかかる

3. 施設外での喫煙の増加

4. 売上や利用客の減少が心配

5. 利用客とのトラブルの増加

- 6. 喫煙者の利用が多いので、できない
- 7. テナント入居しているので、貸主との調整が困難
- 8. チェーン店なので、本部との調整が必要 9. 法律や条例で規制されていないから

- 10. 特に困難なことはない
- 11. その他()

- 問 11 受動喫煙防止対策の取組を進めるうえで、市に期待することは何ですか。 (〇はいくつでも)
 - 1. 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
 - 2. 喫煙者へのマナー向上の普及啓発
 - 3. たばこをやめたい人へのサポート
 - 4. 未成年への喫煙防止教育
 - 5. 受動喫煙防止対策を行う施設や団体との連携・共同
 - 6. 対策を行う施設管理者への経済的支援
 - 7. 対策を行う施設管理者への技術的支援
 - 8. 規制の強化
 - 9. 現在の取組の着実な運用
 - 10. 規制によらない自主的な取組の促進
 - 11. その他(

最後に、健康増進法についてお伺いします。

- 問 12 健康増進法が改正され、受動喫煙防止対策が強化されることについて知っていましたか。(〇はひとつ)
 - 1. 知っている
 - 2. 言葉は聞いたことがあるが、内容は知らない
 - 3. 知らない(この調査ではじめて知った)

質問は以上で終了です。 ご協力ありがとうございました。 11月9日(金)までにご投函ください。